

国立研究開発法人科学技術振興機構 中長期目標 新旧対照表(案)

次期中長期目標 (案)	現行中長期目標 (並び替え後) ※令和3年3月1日改正版
<p>目次</p> <p>(序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創</p> <p>1. 1. 研究開発戦略の立案・提言</p> <p>1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析</p> <p>1. 3. 社会との対話・協働の深化</p> <p>2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進</p> <p>2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進</p> <p>2. 2. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p><u>2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</u></p> <p>3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進</p> <p>4. 多様な人材の支援・育成</p> <p>4. 1. 創発的研究の支援</p> <p>4. 2. 多様な人材の育成</p> <p>5. 科学技術・イノベーション基盤の強化</p> <p>5. 1. 情報基盤の強化</p> <p>5. 2. 国際戦略基盤の強化</p> <p>6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築</p> <p>IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1. 組織体制及び事業の見直し</p> <p>2. 経費等の合理化・効率化</p>	<p>目次</p> <p>(序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言</p> <p>1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</p> <p>2. 4. 情報基盤の強化</p> <p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>2. 7. 創発的研究の推進</p> <p>3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成</p> <p>3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化</p> <p>3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成</p> <p>3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. 経費の合理化・効率化</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>3. ICT 活用の推進</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の長によるマネジメント強化 2. 内部統制の充実・強化 3. その他行政等のために必要な事項 4. 施設及び設備に関する事項 5. 人材活用に関する事項 	<p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>1. 3. 保有資産の見直し</p> <p>1. 4. 調達の合理化及び契約の適正化</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部統制の充実・強化 <ol style="list-style-type: none"> 1. 1. 統制環境及び統制活動 1. 2. リスク管理及びモニタリング 1. 3. 情報と伝達及び ICT への対応 1. 4. その他行政等のために必要な業務 2. 施設及び設備に関する事項 3. 人事に関する事項
<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。</p>	<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。</p>
<p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>我が国の科学技術・イノベーション政策の推進に当たっては、科学技術・イノベーション基本法に基づき、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）が策定されており、当該計画において我が国が目指す社会（Society5.0）として「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」が示され、その実現に向けた「総合知」の活用が求められている。</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人であり、これまで各期の科学技術基本計画や第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の下、当該計画の中核的な役割を担う機関として、自らの研究開発戦略立案機能を活用しつつ、ファンディングエージ</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>知識や価値の創造プロセスは大きく変貌し、それにより、経済・社会の構造が日々大きく変化する「大変革時代」とも言うべき時代を迎えている。このような時代に、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくためには、科学技術イノベーション政策を強力に推進していくことが必要である。</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関であり、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする国立研究開発法人として、これまで科学技術イノベーションの創出に大きく貢献してきた。</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>エンシー機能を発揮することにより、国立研究開発法人や大学、企業等と協働した研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所として、我が国の研究開発成果の最大化に貢献してきた。</p> <p>このような役割自体は今後も変わるところはなく、昨今の国内外における情勢変化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえつつ、当該計画に示された「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革」、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」、「一人ひとりの多様な幸せ (well-being) と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」に沿った取組が求められる。</p> <p>これに 대응するため、機構においては「<u>社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進</u>」、「<u>新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進</u>」として、<u>イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に進め、実用化が可能かどうか見極められる段階までの研究開発の取組を進めるとともに、さらに「社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」</u>として、<u>産業構造と社会の変革を加速させ、成果の社会実装と普及を目指した挑戦的な研究開発に一層取り組む必要がある。</u></p> <p><u>また、これらにまたがる横断的取組として「社会変革に資するへ向けた研究開発戦略の立案と社会との共創」に取り組むとともに、これらを支える基盤的取組として情報基盤や国際戦略基盤をはじめとする「多様な人材の支援・育成」や「科学技術・イノベーション基盤の強化」や我が国の科学技術・イノベーション創出を担う「多様な人材の支援・育成」に取り組むことにより、機構の多様性・総合力を発揮して事業間のシナジーを高めることが求められるを実現する必要がある。</u></p> <p>加えて、大学ファンド創設に伴い、その運用と運用益による大学の研究環境整備及び若手研究者支援に関する業務を行うこととなり、機構の業務の範囲が深化・拡大している。</p> <p>我が国の研究開発成果の最大化に向けて、機構の求められる役割はますます増大している。機構においては各取組を進めると同時に、不断の見直しを進め、<u>社会変革に資する科学技術・イノベーションの新たな潮流を生み出す独創的な研究開発法人としてのパフォーマンスを最大限発揮することを期待する。</u></p> <p>（別添）政策体系図</p>	<p>第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、①持続的な成長と地域社会の自律的な発展、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現、③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献、④知の資産の持続的創出、という4つの「目指すべき国の姿」の実現に向け、政策を推進するとされている。また、これら「目指すべき国の姿」の実現に向け、科学技術イノベーション政策を推進するに当たり、先を見通し戦略的に手を打っていく力（先見性と戦略性）と、どのような変化においても的確に対応していく力（多様性と柔軟性）の両面を重視して政策を推進し、「世界で最もイノベーションに適した国」となるよう導くとされており、この考えの下、i) 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組、ii) 経済・社会的課題への対応、iii) 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、iv) イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築、の4本柱を強力に推進していくとされている。また、これら4本柱を効果的・効率的に進めていく上で、「科学技術イノベーションと社会との関係深化」や「科学技術イノベーションの推進機能の強化」が不可欠とされている。</p> <p>機構は、研究開発戦略立案機能や科学技術情報基盤を自ら有しながら、国立研究開発法人や大学、企業等とのパートナーシップに基づく組織の枠を超えた時限付で最適な研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所としての特長を最大限生かし、先見性と戦略性、多様性と柔軟性に満ちた事業運営を行うことで、第5期科学技術基本計画を効果的・効率的に推進し、本中長期目標期間においても、引き続き科学技術基本計画を実施する中核的機関として、我が国の科学技術イノベーション政策の実現に貢献していく。また、科学技術基本計画に定めた中長期的な政策の方向性の下、毎年状況変化を踏まえその年度に重きを置くべき取組等が示される科学技術イノベーション総合戦略についても適切に対応していく。</p> <p>（別添）政策体系図</p>
<p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月</p>	<p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は、平成29年（2017年）4月1日から令和4年（2022年）3月</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
31 日までの5年間とする。	31 日までの5年間とする。
<p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>機構は、科学技術・イノベーション基本計画を実施する中核的機関として、「社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創」、「社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」、「新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進」、「多様な人材の支援・育成」、「科学技術・イノベーション基盤の強化」、「大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築」に総合的に取り組み、我が国の研究開発成果の最大化を目指す。</p> <p>事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。</p> <p>評価に当たっては、別紙の評価軸、評価指標及びモニタリング指標を基本として評価する。</p>	<p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>機構は、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、機構内外の資源を最大限活用するネットワーク型研究所としての特長を生かし、未来を共創する研究開発戦略の立案・提言、知の創造と経済・社会的価値への転換、未来共創の推進と未来を創る人材の育成、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に総合的に取り組み、我が国全体の研究開発成果の最大化を目指す。</p> <p>事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。</p> <p>評価に当たっては、別添の評価軸及び関連指標等を基本として評価する。</p>
<p>1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創</p> <p>科学技術の振興を通じて、我が国の経済発展と持続可能な開発目標（SDGs）の達成をはじめとした国際社会の持続的発展に貢献していくため、国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会課題を可視化し、研究開発戦略の立案・提言とともに、社会との共創に向けた取組を推進する。特に、社会課題を解決するため、人文・社会科学も含めた取組を推進するとともに、政策立案・戦略立案に貢献するため、社会との多様な科学技術コミュニケーションや国民をはじめとする多様なセクターへの情報発信も行う。</p>	
<p>1. 1. 研究開発戦略の立案・提言</p> <p>国内外の科学技術・イノベーション政策、研究開発動向及び社会的・経済的ニーズや行政ニーズ等の把握・俯瞰・分析を行い、我が国全体の研究開発戦略や政策立案に貢献する。得られた成果については、機構における経営や研究開発事業の成果の最大化にも活用する。</p>	<p>1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言</p> <p>大変革時代において、科学技術の振興を通じて、我が国が将来にわたり競争力を維持・強化し、国際社会の持続的発展に貢献していくため、先行きの見通しが立ちにくい中であっても国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会的課題を可視化して、先見性のある研究開発戦略を立案・提言する。</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析</p> <p>2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ・戦略の提案を行うとともに、成長が著しいアジア・太平洋地域との政治・経済・社会・文化的観点を含めた相互理解の促進、科学技術協力加速の基盤整備のため、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。得られた成果については、機構における経営や研究開発事業の成果の最大化にも活用する。</p>	
<p>1. 3. 社会との対話・協働の深化</p> <p>多様な主体が双方向で対話・協働する場を構築し、社会課題の解決や知の創出・融合に資する共創活動を推進する。また、科学技術リテラシーやリスクリテラシーの向上に向けた取組や、年齢、性別、身体能力、価値観等の違いを乗り越えるためのIoTやAIなどの最先端技術も活用した取組など、多層的な科学技術コミュニケーション活動を推進する。さらに、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術・イノベーションと社会との関係を深化させる。また、SDGsを含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。</p>	<p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 (戦略的な研究開発の推進)</p> <p>社会技術研究開発の推進に当たっては、機構は、取り組むべき社会的問題の調査分析・課題の抽出を行い、目標を設定するとともに、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会のステークホルダーの参画を得て、社会が抱える様々な問題の解決に資する成果を得る。その成果は社会で有効に活用できるものとして還元する。また、新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する研究開発を推進する。</p> <p>3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化</p> <p>科学技術イノベーションにより、未来の産業創造と社会変革への第一歩を踏み出すとともに、持続可能な未来社会を構築するためには、社会的な課題への対応を図る必要がある。そのために、科学技術イノベーションと社会との問題について、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へと結びつける「共創」を推進し、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させることが重要である。</p> <p>このため、機構は、リスクコミュニケーションを含む科学技術コミュニケーション活動を推進し、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働する場を構築するとともに、国民の科学技術リテラシー及び研究者の社会リテラシーの向上を図る。</p> <p>また、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術イノベーションと社会と</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>の関係を深化させる。</p>
<p>2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進 科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させる。また、将来、広く社会を変革し得る研究開発と、その成果の社会実装と普及に向け、ベンチャー企業の創出、出資及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を行うとともに、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進する。</p>	
<p>2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進 機構及び大学等の研究開発成果について、課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果をシームレスに実用化につなげることで、企業等への橋渡しを促進する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。 また、知と人材の集積拠点である大学・公的研究機関を中核とし、産学官の人材、知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進する。 加えて、大胆な挑戦が可能な大学等発ベンチャーの創出支援等を通じて研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る。また、大学を中心とした産学官共創による、大学等発ベンチャー創出及びその基盤となる人材育成等を実施可能な環境の形成を推進する。さらに、機構及び大学等の研究開発成果の事業化が加速されるよう、適切な知的財産の取得と活用を促進する。</p>	<p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 （産学が連携した研究開発成果の展開） 機構及び大学等における基礎研究等により生み出された新技術を産業界へシームレスに橋渡しすることにより、科学技術イノベーションの創出に貢献する。 具体的には、機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得るとともに、産学の対話を行いながら企業単独では対応困難だが産業界全体で取り組むべき技術課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界の技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。 また、既存の産学官金連携ネットワーク等と協力して地域企業のニーズをくみ取り、機構の知見や強みを最大限活用して、全国の大学等の研究成果の企業化に向けた戦略的な支援を行い、地域経済社会の活性化に資する新規事業・新産業の創出を推進する。 さらに、我が国の科学技術の共通基盤を支えるとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>大学や公的研究機関の研究成果が産業界・社会へ橋渡しされ、持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を集集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要である。そのため、機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に資する取組を推進することにより、大学・公的研究機関等を中心とした場の形成と活用を図り、大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント強化を支援するとともに、企業化開発やベンチャー企業等への支援・出資、知的財産の活用支援等を行い、民間資金の呼び込み等を図る。これらを通して、機構は、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築に貢献し、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。</p> <p>（共創の「場」の形成支援）</p> <p>オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みの構築に向け、大学・公的研究機関、企業等の多様な主体が集い、共通の目標を設定し、組織・分野を越えて統合的に運用される産学官の共創の「場」の形成を支援する。その際、文部科学省から支援すべき分野等の提示があった場合には、それらを含めた支援を実施する。また、大学・公的研究機関、企業等の集積、人材、知、資金の糾合、自律的・持続的な研究環境・研究体制の構築、人材育成といった多様な支援の形態が考えられることに留意しつつ、大学・公的研究機関のマネジメント改革をはじめとした組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に貢献する。</p> <p>（企業化開発・ベンチャー支援・出資）</p> <p>イノベーションを結実させる主体である企業の意欲をさらに喚起し多様な挑戦が連鎖的に起こる環境を整備するとともに、機動的な意思決定の下、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業の支援等を通じて民間資金の呼び込み等を図る。</p> <p>具体的には、機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への橋渡しを促進するため、競争的環境下で課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>学等の研究開発成果のシームレスな実用化につなげるとともに、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速の支援に当たっては、企業化が著しく困難な新技術の企業化開発の不確実性を踏まえ、事業の目的、採択方針、審査方針等を定めるなど適切な実施体制を構築する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。</p> <p>また、ベンチャー企業の支援に当たっては、リスクが高く既存企業が研究開発を行うことができないが、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術を事業化するため、新規事業創出のノウハウを持つ民間の人材を活用し、革新的なベンチャー企業創出に資する研究開発を推進する。さらに、出資に伴うリスクを適切に評価した上で、機構の研究開発成果を活用するベンチャー企業の設立・増資に際して出資を行い、又は人的・技術的援助を実施することにより、当該企業の事業活動を通じて研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資した企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えつつ、事業資金の効率的使用に最大限努める。</p> <p>研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進のため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。</p> <p>（知的財産の活用支援）</p> <p>我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学及び国立研究開発法人、技術移転機関等における知的財産活動を支援するとともに、金融機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。</p> <p>具体的には、大学及び技術移転機関等における知的財産活動の支援に関しては、大学等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援等することにより、我が国の知的財産基盤の強化を図る。その際、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえ、大学等に対する知的財産取得の支援にとどまらず、大学等の知的財産・技術移転のマネジメント力の強化を促す支援に転換し、全国の大学等に対してマーケティングモデルの導入のほか、研究対象の領域や連携形態等に応じたマネジメントを促進させるとともに、機構の研究開発事業と連携しつつ、事業の終了後も含めて、適切な成果の特許化に貢献する。また、金融機関等との連携により、企業ニーズに留意し、我が</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>国の重要なテーマについて、市場動向を踏まえつつ、特許群の形成を支援し、戦略的に価値の向上を図る。</p> <p>さらに、大学等の研究開発成果の技術移転に関しては、大学及び技術移転機関等と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施すること、特許の価値向上のための支援を行うこと、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、促進する。</p> <p>加えて、知的財産が多様化している状況の変化に柔軟に対応し、新たな知的財産マネジメント手法を開発するなど必要な措置を講じる。</p>
<p>2. 2. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、国内外からトップ研究者の英知を結集し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する。研究開発の推進においては、ポートフォリオ（プロジェクトの構成や資金配分等）を柔軟に見直しつつ、ムーンショット目標の達成に向けた研究開発構想の実現を目指す。</p>	<p>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、機構の業務内容や目的に照らし推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p>
<p><u>2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。</u></p>	
<p>3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進</p> <p>我が国において、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進してい</p>	<p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進</p> <p>機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>くことは重要であり、今後、直面する重要課題の克服に貢献する新技術を創出するという観点から、社会的・経済的ニーズ等を踏まえて示す戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて最適な研究開発推進体制を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。その際、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の結集と融合による基礎研究も推進していく。</p> <p>また、未来社会での大きな社会変革やカーボンニュートラルに対応するため、社会・産業ニーズを踏まえ、社会的・経済的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、実用化が可能かどうかを見極められる段階を目指した研究開発を推進する。特に、カーボンニュートラルの実現に向けては、現在取り組むべき領域、課題を見極め、その特性等を踏まえ、ゲームチェンジングテクノロジーの創出に向けた研究開発を効果的に推進する。なお、研究開発の途中段階においては、目標達成の見通しを客観的かつ厳格に評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p>	<p>し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。研究開発の推進に当たっては、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が示す全体戦略の下、従来の細分化された研究開発プログラム別の運用制度を本中長期目標期間中に抜本的に再編し、プログラム・マネージャーの下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。なお、第5期科学技術基本計画において、経済・社会的インパクトが大きい挑戦的な研究開発プロジェクトの普及拡大が求められていることから、成功率は低いが成功すれば大きなインパクトが得られる挑戦的な課題にも果敢に取り組む。また、社会問題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。</p> <p>（未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進）</p> <p>未来社会での大きな社会変革に対応するため、文部科学省が示す方針の下、社会・産業ニーズを踏まえ、経済・社会的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、機構が持つ研究開発マネジメントのノウハウや、他の研究開発事業等の有望な成果の活用を通じて、実用化が可能かどうかを見極められる段階を目指した研究開発を推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において目標達成の見通しを客観的かつ厳格に評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p> <p>（戦略的な研究開発の推進）</p> <p>我が国が直面する重要課題の達成に貢献する新技術を創出するという観点から、経済・社会的ニーズ等を踏まえて示す戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて時限付で最適な研究開発推進体制を構築し、効果的・効率的に戦略的な研究開発を推進する。</p> <p>戦略的な基礎研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向け、国際的に高い水準で出口を見据えた基礎研究を推進し、科学技術イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。加えて、科学技術イノベーショ</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>ンを創出し、実用化を目指す観点から、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する取組を行うことにより、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく推進する。</p> <p>温室効果ガスの削減を中長期にわたって着実に進めていくため、削減に大きな可能性を有し、かつ、従来技術の延長上にはない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術の研究開発を関連機関とも密接に連携しながら推進するとともに、その途中段階において目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。</p>
<p>4. 多様な人材の支援・育成</p> <p>世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術・イノベーション人材の質の向上と能力発揮が一層重要になってきている。多様な専門性と価値観を備え、将来の新たな価値創造に資する人材の支援・育成に向けた取組を行うことにより、持続的な科学技術・イノベーションの創出へ貢献する。</p>	
<p>4. 1. 創発的研究の支援</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、リスクの高い挑戦的・野心的な研究構想への長期的な支援と併せて、研究に専念できる環境の確保を一体的に支援するとともに、多様な研究者が融合し切磋琢磨し成長する創発的環境を提供することで、次世代を担う研究者を支援し、破壊的なイノベーションにつながるシーズを創出する。</p> <p>また、各大学が博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保するとともに多様なキャリアパス形成に向けた取組を実施することを支援する。</p>	<p>2. 7. 創発的研究の推進</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す創発的研究を、その遂行に必要な博士後期課程学生の参画促進など、適切な研究環境の形成とともに推進する。その推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止などを決定する。また、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、各大学が当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保することを支援する。</p>
<p>4. 2. 多様な人材の育成</p> <p>科学技術を担う多様な人材を育成するため、先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対して理数系分野の学習を充実する取組を支援するとともに、理</p>	<p>3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成</p> <p>次世代の科学技術を担う人材を育成するため、理数系分野に優れた資質や能力を有する児童生徒等について、その一層の伸長を図るとともに、児童生徒等</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>数系分野に優れた資質や能力を有する児童生徒等については、その一層の伸長を支援する。そのため、科学技術や理数系分野に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る取組を推進する。</p> <p>また、社会的・経済的に大きな革新をもたらす科学技術の社会実装を迅速かつ効果的に推進するため、事業化までを見据えたイノベーション指向の研究開発の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題に積極的に取り組むプログラム・マネージャー等のマネジメント人材を育成し、その活躍を促進するほか、公正な研究活動を推進するため、他の公的研究資金配分機関と連携しながら研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。</p> <p>加えて、研究者のダイバーシティを推進する<u>ため観点から</u>、女性研究者や若手研究者、<u>外国人研究者から等</u>の応募者数を増加させるための取組や、<u>審査の質の担保を前提としつつ</u>審査員の多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を進める。</p>	<p>の科学技術や理数系分野に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る。各取組の推進に当たっては、科学技術イノベーションと社会との関係深化が求められている現状を踏まえつつ、広い視野を持つ人材の育成を目指す。なお、事業全体として高い効果を上げるため、各プログラムで得られた効果や課題の把握及び改善に向けた検討を行うとともに、それらのプログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。加えて、各支援を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。</p> <p>具体的には、先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対し、課題解決的・体験的な学習など理数系分野の学習を充実する取組への支援を行うとともに、大学・研究機関等に対し、理数系分野に関して高い意欲・能力を有する児童生徒等に高度で発展的な学習環境を提供する取組や先進的な理数系教育を担う教員の指導力向上に向けた取組の支援を行う。</p> <p>さらに、これらの取組に参加した児童生徒等がその成果を発揮する場を構築するため、科学技術や理科・数学等のコンテストに関する取組の支援を行う。</p> <p>また、科学技術分野における海外の青少年との交流を進める等により、次世代の科学技術人材の育成について国際性を涵養する取組を検討、実施する。</p> <p>3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成</p> <p>我が国において、多様で優秀な人材を持続的に育成し、科学技術イノベーション活動に携わる人材が多様な場で活躍できる社会を目指すため、以下の取り組みを行う。</p> <p>（プログラム・マネージャーの育成）</p> <p>イノベーション指向の研究の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題にも積極的に取り組むプログラム・マネージャーを育成するため、実践的な育成プログラムの更なる改善等の検討により効果的な運営を行う。また、プログラム・マネージャーのキャリアパスの確立を推進するとともに、研究開発事業での実践の中で、リスクを適正に評価し挑戦することなどプログラム・マネージャーによるマネジメントを適切に評価する仕組みを構築していく。</p> <p>（公正な研究活動の推進）</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が実施されるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携しながら、各研究機関における研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。</p>
<p>5. 科学技術・イノベーション基盤の強化 社会変革や新たな価値創造に向けた我が国の研究開発の最大化に貢献するためには、国内外の動向を踏まえたうえで、研究開発の共通基盤を構築・強化する必要がある。 そのため、科学技術・イノベーションの創出に必要な不可欠な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行うとともに、国際共同研究や交流を促進することにより、将来の社会変革や新たな価値創造に向けた共通基盤を構築・強化する。</p>	
<p>5. 1. 情報基盤の強化 オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、論文や研究データを含む科学技術情報の効果的な流通・連携・活用を通じて研究開発活動の効率化・活性化を促進することにより、我が国全体の研究開発成果の最大化に貢献する。また、博士課程学生や研究者、技術者等のキャリア開発に資する情報の提供により、科学技術・イノベーション創出を担う高度人材の多様な場での活躍を推進する。これらの取組を進めるため、産学官の機関との連携を一層推進するとともに、常に利用者のニーズや国内外の動向を把握し、利用者目線に立ってサービスの利便性向上を図る。</p>	<p>2. 4. 情報基盤の強化 機構は、科学技術イノベーションの創出に必要な不可欠な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行う。</p> <p>（科学技術情報の流通・連携・活用の促進） 科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえつつ、利用者が必要とする科学技術情報や研究成果（論文・研究データ）の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。さらに、科学技術情報を、機構内外の政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定への活用や組織・分野の枠を越えた研究者及び技術者等の人的ネットワーク構築の促進等に資する環境を構築する。</p> <p>これらの取組を効率的かつ効果的に進めるため、科学技術情報を持つ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者のニーズを把握し、利用者目線に立ってシステムの利便性向上を図る。</p> <p>また、様々な学問分野の科学技術に関する論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。さらに、オーブ</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>ンサイエンスの世界的な潮流も踏まえたサービス内容の抜本的な見直しを行いつつ、引き続き民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を生かして、データを活用した分析サービス等、情報のより高度な利用を促進するとともに、収益の最大化を図るよう、民間事業者や外部有識者の知見・助言を生かし、あらゆる手段を講じる。</p> <p>情報資料館筑波資料センターの所蔵資料の保管については、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、インターネットの利用により入手が容易になっていること等から、同センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。</p> <p>（ライフサイエンスデータベース統合の推進）</p> <p>我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有され、活用されることにより、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化に貢献するため、文部科学省が示す方針の下、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けて、オープンサイエンスの動向を踏まえた戦略の立案、ポータルサイトの拡充・運用及び研究開発を推進し、ライフサイエンス分野データベースの統合に資する成果を得る。</p> <p>3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成</p> <p>我が国において、多様で優秀な人材を持続的に育成し、科学技術イノベーション活動に携わる人材が多様な場で活躍できる社会を目指すため、以下の取り組みを行う。</p> <p>（科学技術イノベーションに関与する人材の支援）</p> <p>科学技術イノベーション創出を担う博士課程の学生や博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材のより多様な場での活躍を支援するため、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。</p>
<p>5. 2. 国際戦略基盤の強化</p> <p>文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流及び我が国の科学技術・イノベーションの創出を推進するとともに、地球規模課題の解決</p>	<p>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</p> <p>文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流を推進し、</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>やSDGs等の国際共通な課題への取組を通して、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。また、海外からの優秀な科学技術・イノベーション人材の将来の獲得及び国際頭脳循環に資するとともに、我が国の科学技術外交や海外の国・地域との友好関係の強化に貢献するため、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。</p> <p>外国人研究者宿舎については、竣工当時の状況の変化を勘案し、廃止も視野に入れて今後の事業の在り方について本中長期目標期間中に結論を出す。</p>	<p>地球規模課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通な課題への取組を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出を推進する。あわせて、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。</p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び新興国及び途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。新興国及び途上国との関係強化のため、社会実装に向けた取組を実施し、科学技術におけるインクルーシブ・イノベーションを実践する。</p> <p>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p> <p>我が国の科学技術イノベーションを活用して途上国でのSDGs達成に貢献するとともに、我が国発の研究成果等の海外展開を促進する。</p> <p>外国人研究者が我が国で研究活動を行う上で、安心して研究に打ち込めるよう、宿舎等の生活環境を提供することで、外国人研究者の受入れに貢献する。</p> <p>海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。</p>
<p>6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築</p> <p>資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指す。</p> <p>「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和3年〇月〇日文科科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び助成資金運用の基本方針（令和3年〇月〇日文科科学大臣認可。以下「基本方針」という。）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。また、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。</p> <p>注 生態系システムのように、それぞれのプレーヤーが相互に関与して、自律</p>	<p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</p> <p>資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。</p> <p>注 生態系システムのように、それぞれのプレーヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
的にイノベーション創出を加速するシステム。	
IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	IV. 業務運営の効率化に関する事項
<p>1. 組織体制及び事業の見直し</p> <p>政策的要請に伴う事業の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、文部科学省と協議しつつ、外部環境の変化等により機構が継続実施する必然性が薄れた事業については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等を進める。また、多様な事業を担う中で得られたノウハウの集約・活用や、不要な業務の廃止による効率化を進める。</p>	
<p>2. 経費等の合理化・効率化</p> <p>効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化、人件費の適正化、保有資産の見直し、調達合理化及び契約の適正化を図る。</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的資金等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。</p> <p>給与水準については、<u>国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</u></p> <p>また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、<u>高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その際には、</u>国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。</p>	<p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. 経費の合理化・効率化</p> <p>機構は、組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的資金等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。</p> <p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。</p> <p>1. 3. 保有資産の見直し</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、その必要性について不断の見直しを行う。必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。</p> <p>情報資料館筑波資料センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。</p> <p>1. 4. 調達合理化及び契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>
<p>3. ICT活用の推進</p> <p>社会のデジタル化を強力に進めるため、政府はデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁を設置する等、取組を強化している。機構においてもその潮流を踏まえ、機構内のICT環境の整備と活用を推進することで、業務推進や事務手続きにおける簡素化・迅速化・効率化を図るとともに、多様で柔軟な働き方の実現を目指す。</p> <p>また、新たなサービスの提供や、制度利用者の利便性向上、経営品質の向上を目指すことで、ICTを活用した新たな価値の創造を実現し、研究開発成果の最大化に貢献する。</p>	
<p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。</p> <p>科学技術文献情報提供事業については、経営改善計画に基づき、繰越欠損金の縮減を計画的に行う。</p> <p>令和元年5月に閉館した情報資料館筑波資料センターについては、不要財産納付を目指した手続きを進める。</p>	<p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める。</p> <p>科学技術文献情報提供事業については、オープンサイエンスの世界的な潮流も踏まえて、民間事業者や外部有識者の知見・助言を生かし、あらゆる手段を講じて収益の最大化を図り、繰越欠損金の縮減に向けた抜本的な見直しを行うとともに、それらを反映した新たな経営改善計画を策定し、着実な実施を図る。経営改善計画が</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
	<p>達成できないことが明らかになった場合には、文献情報提供勘定の廃止を含めた、同勘定のあり方の抜本的検討を行うものとする。</p> <p>運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。</p>
<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p>
<p>1. 法人の長によるマネジメント強化</p> <p>科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化することにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係を戦略的に高めるとともに、社会課題解決に貢献する研究開発成果などの情報発信にも取り組む。また、持続可能性と強靱性を備えた研究開発推進のために、理事長のトップマネジメントの下、<u>事業間のシナジーを高めるとともに、柔軟性をもって事業を推進する。</u></p>	
<p>2. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構は、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立に向けて、理事長のリーダーシップの下、関係法令等を遵守しつつ、業務方法書等に基づき適正なリスク管理を踏まえた内部統制システムを運用し、常に改善を進める。また、法人評価等を通じて、業務の適正化を図ることにより、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報保護法に則った適切な取組を行う。<u>加えて、公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、データポリシーの策定を行う。</u></p> <p>「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、厳しさを増す国際情勢下において、オープンサイエンスを推進する上で、適切な技術流出対策や研究インテグリティなどの組織的</p>	<p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構は、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的、及び独立行政法人の業務運営の理念「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の達成に向けて、閣議決定等の政府方針等を踏まえつつ、法人評価等を通じて、業務の適正化を図ることにより、機構におけるPDCAサイクルを循環させ内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>1. 1. 統制環境及び統制活動</p> <p>機構業務の総合性を最大限発揮するため、理事長の強いリーダーシップの下で、内部統制の推進体制を構築するなど、統制環境を整備する。</p> <p>業務の運営に当たっては、理事長を中心とした強力なマネジメントにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係の戦略性を高めるとともに、機構のプレゼンスの向上に向けた戦略的広報活動を展開する。</p> <p>組織の編成に当たっては、事業間連携を強化し、戦略策定から革新的研究、産業界・社会への橋渡しまでを効果的に実施できるよう、業務・組織改革、柔軟な人員体制の整備、各事業での研究プロジェクト業務から共通する研究契約業務の分離・集約化などを通じて、一体的な業務運営を行う体制を構築する。</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取り組む。</p>	<p>1. 2. リスク管理及びモニタリング 統制環境を基盤として、内部統制にかかる PDCA サイクルを確立するため、機構のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして把握しつつ適切な対応を行い、統制活動を通じた不断の見直しを行うとともに、監事による監査活動及び内部監査活動との連携を通じたモニタリングを行うことで、適正、効果的かつ効率的な運営を確保する。</p> <p>また、機構の活動全体の信頼性確保と、良質な科学技術と研究の公正性の確保に向け、委託先等での研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組の強化、及び課題採択と研究契約業務の分離等を通じ、コンプライアンスを推進する。</p> <p>1. 3. 情報と伝達及び ICT への対応 内部統制が有効に機能するよう、機構内において適切な周知活動を実施するとともに、ICT を適切に活用し効率的な業務運営を行う。</p> <p>「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を維持するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報適切な保護を図る取組を行う。</p>
<p>3. その他行政等のために必要な事項 我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。</p>	<p>1. 4. その他行政等のために必要な業務 我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。</p>
<p>4. 施設及び設備に関する事項 機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。</p>	<p>2. 施設及び設備に関する事項 機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。</p>

次期中長期目標（案）	現行中長期目標（並び替え後）※令和3年3月1日改正版
<p>5. 人材活用に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術・イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p> <p>なお、機構の業務の推進にあたっては、ダイバーシティに配慮するとともに、他の研究資金配分機関その他の機関との人事交流を進めるなど、職員の資質・能力の向上を実現する。また、職員のモチベーションを高めて生産性を向上させるため、適切な評価・処遇を行うとともに、適材適所の人材配置やバランスの取れた人員構成を実現する。</p>	<p>3. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p> <p>なお、機構の職員については、人事評価制度の着実な運用、職員に対して必要な能力等の伸張を図る研修等の実施及び職場環境の整備等の措置をダイバーシティに配慮しつつ計画的に実施する。</p>

科学技術振興機構に係る政策体系上の位置付け(別添)

科学技術・イノベーション基本計画の実施において中核的な役割を担う機関

科学技術・イノベーション基本法

第6期科学技術・イノベーション基本計画

(Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策)

- ①国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革
- ②知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- ③一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

国立研究開発法人科学技術振興機構法

(機構の目的)

第4条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第23条第5号において同じ。)から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

科学技術振興機構 中長期目標

1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進
4. 多様な人材の支援・育成
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

(別紙抜粋) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (次期中長期目標)

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標	
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	1.1. 研究開発戦略の立案・提言	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発戦略等を立案し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発戦略等の立案 研究開発戦略等の成果物や知見・情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発戦略等の報告書数 成果の発信数 成果物のダウンロード数
	1.2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	<ul style="list-style-type: none"> 社会シナリオ等を提案し、積極的に発信・提供されているか。 アジア・太平洋地域との科学技術協力基盤の構築に資する取組を行い、発信・提供されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書等の作成 機構内外への情報・知見等の発信・提供 調査・分析の成果物や知見・情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書等の発行数 各種媒体 (HP・シンポジウム等) による成果の発信数 成果物のダウンロード数、二次利用の状況 情報発信サイトの利用件数

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

(別添抜粋) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (現行中長期目標)

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標
1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言	1.1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言	(研究開発戦略の提案)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発戦略・社会シナリオ等の立案に向けた活動プロセスが適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・分析の取組の進捗 <ul style="list-style-type: none"> - 調査・分析のための体制構築 - 多様なステークホルダーの参画 - JST 内外との連携、ネットワーク構築 等
		(社会シナリオ・戦略の提案)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発戦略や社会シナリオ等の品質向上の取組の進捗 <ul style="list-style-type: none"> - 研究開発戦略や社会シナリオの作成過程における品質管理の妥当性 - フォローアップ調査等による今後の作成活動への反映 - CRDS アドバイザリー委員会での評価、助言の反映 - LCS 戦略推進委員会での評価、助言の反映、LCS 事業評価委員会での評価、意見の反映 - 品質向上に資する組織体制の強化 等 ・ 様々なステークホルダーの参画 (調査・分析の実施体制、WS 開催数、ヒアリング者数等) ・ 海外動向等に関する調査・分析の取組の進捗 <ul style="list-style-type: none"> - 海外調査報告書等の発行、社会シナリオへの反映 - 海外機関との連携やネットワークの構築状況 - 中国に関する調査報告書等の発行 - 日中間の連携やネットワークの構築状況 等 ・ 機構の研究開発事業及び経営等における活用状況・連動性の強化 <ul style="list-style-type: none"> - 機構の研究開発事業及び経営等への活用 - 戦略目標策定等における情報提供・協力 等 ・ 中国文献データベースの運用 <ul style="list-style-type: none"> - 中国文献データベースの整備状況

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
	<p>(研究開発戦略の提案)</p> <p>(社会シナリオ・戦略の提案)</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先見性のある質の高い研究開発戦略・社会シナリオ等を立案し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会シナリオの立案の成果 研究開発戦略や社会シナリオ等の成果物や知見・情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> 関係府省・外部機関及び機構における施策等への反映 研究開発の新たな潮流の創造促進 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発戦略等の立案の成果 <ul style="list-style-type: none"> 戦略プロポーザル・研究開発の俯瞰報告書・各種報告書や社会シナリオ等の発行 重要トピックや優先的課題への調査・分析等 成果の発信数 <ul style="list-style-type: none"> 各種媒体（HP・報告書・書籍・シンポジウム等）による成果の発信 機構、関係府省、外部機関等への情報提供 講演・学会発表・寄稿等による情報発信 等 研究開発戦略や社会シナリオ等に基づいて実施された機構内外の研究開発成果 <ul style="list-style-type: none"> 機構の研究開発事業における研究開発成果 関係府省、外部機関等における研究開発成果等